

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年六月十七日大阪府知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年七月二十三日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十四日

大阪府豊中市永楽荘一丁目三番一九号

医療法人普川歯科医院
清算人 普川 朋志

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年十二月十四日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年七月二十三日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十四日

島根県邑智郡川本町大字川下二六一八番地
宗教法人浄福寺
清算人 小笠原唯真

第六期決算公告

令和八年二月二十八日現在

貸借対照表の要旨
(単位:千円)

流動資産 一〇五、〇一四

固定資産 五二八

資産合計 一〇五、五四二

負債・正味財産の部

流動負債 五六三

一般正味財産 一〇四、九七九

負債・正味財産合計 一〇五、五四二

令和八年七月二十四日

横浜市西区みなとみらい三丁目七番一号
WEWORK OCEAN GATE
MINATOMIRAI

一般財団法人歴史文化伝承財団
代表理事 小林 啓文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県八戸市大字新井田字妻ノ神三五番地一三、最後の住所青森県三戸郡階上町蒼前東八丁目九番地一六九

被相続人 亡 向中野松男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十四日

青森県八戸市大字堤町一番地 大丸ビル二階 薫る風法律事務所
相続財産清算人 弁護士 橋本 薫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県盛岡市館向町九三番地二、最後の住所岩手県盛岡市三本柳二地割三番地一ケアヴィレッジよここび

被相続人 亡 田村アヤ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年九月三十日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十四日

事務所盛岡市本町通一丁目一五番一八号
相続財産清算人 司法書士 齋藤みき子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県郡山市小原田二丁目二〇番二、最後の住所福島県郡山市小原田二丁目二〇番二

被相続人 亡 桑名 祝夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十四日

令和八年七月二十四日

青森県八戸市大字堤町一番地 大丸ビル二階 薫る風法律事務所
相続財産清算人 弁護士 橋本 薫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県盛岡市館向町九三番地二、最後の住所岩手県盛岡市三本柳二地割三番地一ケアヴィレッジよここび

被相続人 亡 田村アヤ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年九月三十日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十四日

事務所盛岡市本町通一丁目一五番一八号
相続財産清算人 司法書士 齋藤みき子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県郡山市小原田二丁目二〇番二、最後の住所福島県郡山市小原田二丁目二〇番二

被相続人 亡 桑名 祝夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十四日

福島県郡山市堤下町二番三三〇号ヴェルトビ
ア五〇九二一〇一〇号

相続財産清算人 弁護士 平石 典生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県大田原市乙連沢二〇七番地、最後の住所栃木県宇都宮市築瀬町一九六九番地三九

被相続人 亡 片瀬 慶一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年九月二十四日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十四日

栃木県宇都宮市西一の沢町一番五号
相続財産清算人 弁護士 新江 学

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県蓮田市蓮田二丁目二九番地、最後の住所埼玉県蓮田市蓮田二丁目二九番地

被相続人 亡 柿沼 一行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十四日

埼玉県さいたま市大宮区高島町一四〇一
PRSSビル三階C号室 一宮法律事務所
相続財産清算人 弁護士 矢澤 陽介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県宮崎市大字浮田一四番地、最後の住所東京都杉並区上荻三丁目二七番一三〇A

被相続人 亡 長沼けい子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年九月十五日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十四日

東京都港区西新橋一二二一八弁護士ビル
三〇六 SPEES総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 松尾 憲治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県下妻市平谷一六九番地、最後の住所東京都荒川区町屋一丁目三三〇番二町屋

被相続人 亡 杉本 末樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年九月十八日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十四日

東京都豊島区南池袋二丁目三三番六号佐藤
ビルディング六階 東京はやぶさ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 吉田 隆宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都八王子市南大沢三丁目四番地、最後の住所神奈川県横浜市保土ヶ谷区鎌谷町三五番地九愛・福祉ホーム保土ヶ谷

被相続人 亡 永井 春子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十四日

神奈川県横浜市中区弁天通四丁目五二番地
ナインティイ横浜六階
相続財産清算人 弁護士 西田 智行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県砺波市秋元二八番地、最後の住所富山県砺波市堀内一八番地一あおい病院、住民票上の住所富山県砺波市秋元二八番地

被相続人 亡 元井 正敏

令和八年七月二十四日

富山県高岡市福岡町下養新四三三番地
相続財産清算人 司法書士 荒木 豪一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県黒部市荻生四八五七番地、最後の住所本籍に同じ 被相続人 亡 堀川 勲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十四日

富山県富山市堀端町一番一二号 富山中央法律事務所
相続財産清算人 弁護士 春山 然浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県富山市海沢町二丁目二三四番地、最後の住所富山県大町二四六番地五

被相続人 亡 渡邊 康二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十四日

富山県富山市堀端町一番一二号 富山中央法律事務所
相続財産清算人 弁護士 春山 然浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県富山市秋元二八番地、最後の住所富山県砺波市秋元二八番地

被相続人 亡 元井 正敏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十四日

富山県富山市堀端町一番一二号 富山中央法律事務所
相続財産清算人 弁護士 春山 然浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県富山市秋元二八番地、最後の住所富山県砺波市秋元二八番地

被相続人 亡 元井 正敏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十四日

富山県富山市堀端町一番一二号 富山中央法律事務所
相続財産清算人 弁護士 春山 然浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県富山市秋元二八番地、最後の住所富山県砺波市秋元二八番地

被相続人 亡 元井 正敏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十四日

富山県富山市堀端町一番一二号 富山中央法律事務所
相続財産清算人 弁護士 春山 然浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県富山市秋元二八番地、最後の住所富山県砺波市秋元二八番地

被相続人 亡 元井 正敏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十四日

富山県富山市堀端町一番一二号 富山中央法律事務所
相続財産清算人 弁護士 春山 然浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県富山市秋元二八番地、最後の住所富山県砺波市秋元二八番地

被相続人 亡 元井 正敏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十四日

富山県富山市堀端町一番一二号 富山中央法律事務所
相続財産清算人 弁護士 春山 然浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県富山市秋元二八番地、最後の住所富山県砺波市秋元二八番地

被相続人 亡 元井 正敏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

第7期決算公告

令和8年7月24日

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

東京共同会計事務所内

ScorePlus Three S Pte. Ltd.

日本における代表者 高山 知也

貸借対照表の要旨

(令和7年12月31日現在)(単位:USドル)

科 目		金 額
資産の部	流動資産	71,444
	固定資産	5,263,980
	合 計	5,335,424
純資産の部	流動負債	5,394,297
	資本金及び資本剰余金	△58,873
	合 計	5,335,424